

○国土交通省告示第千百三十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十条の二第六項第三号の規定に基づき、国土交通大臣の指定する電子計算機を次のように定める。

平成二十六年一二月十日

国土交通大臣 太田 昭宏

国土交通省に設置される電子計算機

附 則

この告示は、平成二十七年一月一日から施行する。